

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2025年7月30日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社 NTTドコモ 代表取締役社長 前田 義晃 電話 03-5156-1111			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	84 台	1 台	0 台	84 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	0 台	0 台	0 台	0 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0.5	キログラム	0.5	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	定期点検に加え、設備状況を24時間365日監視することにより異常発生時に即座に対応できる体制としている。			
	廃棄時	第一種フロン類引き渡し受託者へ依頼			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	定期点検の実施、運転状態の監視による異常発生時の駆け付け、修理実施。定期的な予防保全による漏洩防止措置の実施。			
	廃棄時	第一種フロン類引き渡し受託者へ依頼			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	既存設備機器については、転換するまでの使用期間中は、誤放出・漏洩等の防止対策に努めるとともに、特定フロンを使用する既存設備機器については、可能な限りすみやかに代替設備への転換を図る。				
特記事項					

- 注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
- 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。